

長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月3日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	長谷川一作

1 監査の対象

地方創生推進部 広報課

市民協働推進部 市民協働課（まちなかキャンパス長岡を含む。）

中之島支所

2 監査の範囲

令和4年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和3年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和4年11月4日から11月16日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
広報課	適正に処理されていました。
市民協働課	適正に処理されていました。
中之島支所 地域振興・市民生活課	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産の目的外使用許可の誤りについて 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可事務において、申請面積の端数処理が誤っていたにもかかわらず許可し、目的外使用料が過大となっているもの <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p>
中之島支所 産業建設課	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入金の納期限設定誤りについて（前回の定期監査でも同様の誤りあり） 行政財産の目的外使用料、公園使用料、道路占用料及び法定外公共物使用料の納期限については、財務規則第34条の規定により、年で定めるものは4月30日（民法第142条に規定する休日又は土曜日の場合はそれらの翌日）とすべきところ、4月18日としているもの（前回の定期監査において指導したにもかかわらず、同様の誤りを繰り返しているもの） 施設使用料の不適切な納入時期について 前納すべき施設使用料について、納期限を使用開始後の日とした納入通知書を発行し、納入がないのに施設を使用させ、使用終了後に使用料が納入されているもの <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p>